

補装具評価検討会(第74回)	資料3
令和8年3月6日	

令和8年度 補装具費支給事務取扱指針の改正(案)概要

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

令和8年度 補装具費支給事務取扱指針改正について

基本的な考え方

- 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。以下「補装具告示」という。)の支給基準額等については、3年に1回の見直しを行っており、次期改正は令和9年4月を予定している
- 令和8年度においては、「補装具費支給事務取扱指針について」(平成30年3月23日障発号0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)で定める支給事務について見直しを行う

改正案の概要

- 使用する完成用部品の指定に関する留意点についての記載を追加 (参考資料2、p.9)
- 更生相談所の判定を要しないものに「車載用姿勢保持装置」を追加 (参考資料2、p.10)
- 補装具費支給意見書作成医師と市町村との連携についての記載を追加 (参考資料2、p.10-11)

スケジュール

- 3月6日：第74回補装具評価検討会にて改正案報告（本検討会）
- 3月下旬：各種通知の発出
- 4月1日：各種通知の施行